

美唄市立峰延小学校

『 いじめ防止基本方針 』

I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本校では、「いじめ対策防止推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」との条文に基づき、次のような基本方針をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童(生徒)の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童(生徒)がいじめを行わず、及び他の児童(生徒)に対して行われるいじめを見過ぐす、あるいは認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童(生徒)の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童(生徒)は、いかなる理由があろうとも、いかなる場においても、いじめを行ってはならない。児童(生徒)は、いじめを見過ぐしてはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童(生徒)が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

1. いじめの認識

「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で指導を行うとともに、いじめは教職員の児童生徒や指導のあり方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識を持つ。

①児童生徒の立場に立つ

子ども一人ひとりを人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのために、教職員の人権感覚を研ぎ澄まし、子どもの立場に立ち、守りきる姿勢を養う必要がある。

②児童生徒を深く理解する

厳しい課題を有している子どもを集団の中に位置づけ、子どもたちの表情のうらにある心の

叫びを敏感に感じとる感性等、教職員自身の子どもの深く理解する人権感覚を高める。

③いじめの未然防止につながる研修の充実

学校の子どもの現状や課題に即したテーマの設定や研修の形態を工夫し、子どもに対する肯定的理解を深め、子どもの自尊感情を高めるよう努める。また、いじめの事象に関する事例研究を通して実際の対処方針の作成や、日々の子どもの言動や人間関係の把握など、教職員の指導力向上に努める。

2. 確かな現状認識

すべての児童生徒の心の訴えに学ぶ

①早期発見のための体制づくり

隠匿性が高いといういじめの特性を考えとき、いち早く子どもの変化に気づくための感性を持ち、早期発見できる生徒指導体制の充実を図るとともに、授業や学級経営等の日頃の教育実践上の悩みを気軽に話し合える教職員間の環境を作る必要がある。

②児童生徒の願いや思いを受け止める

日頃から休み時間等に児童生徒の活動に積極的に関わったり声かけをするなど、様々な場面での子どもの様子を把握することで、教師が予断をもった判断をせず、児童生徒の願いや思いを受け止めることが大切である。その際、児童生徒の表面的な言動にとらわれず、その裏にある児童生徒の願いや思いを認識するような力が必要である。

3. 事象の対応と教訓化

いじめ問題を教育の課題と考え、いじめに関わった児童生徒同士の信頼関係の構築と人権を尊重する集団の高まりへとつなげる

①人権に配慮した継続した教育相談

受けた相談に対して、その解決に向けた学校の対応方針を伝え、児童生徒の思いを尊重し、プバシーに十分配慮した対応をするとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや相談員等の活用を図る等、関係機関等と連携し解決に向けた取組をすすめる。

②組織としての機動的対応

いじめ事象が生起した場合、被害者のケアについては迅速な対応策を講じるとともに、当面の対応や中長期的に取り組むことなどの方針を打ち出す必要がある。そのため、学校長のリーダーシップのもと、その対応や方針にもとづき、いじめ事象の当事者全てのケアができるよう情報の共有・きめ細かな連絡相談、関係機関との連携等、組織的な対応が必要である。

③いじめられた児童のケア

いじめられた児童の心のケアはもとより、児童の願いや思いに寄り添い共感的に受け止めるとともに、問題解決のための具体的方針を打ち出すこと。

④いじめに関わった児童への指導

指導に際しては、いじめに関わった児童が、いじめられた児童の思いに至り、人権尊重の立場に立った行動ができるようにすることが大切である。そのためには、いじめに至った直接的な要因に対する指導と併せてその子どもが持つ背景(生徒指導・学習指導等)をも十分に踏まえた

組織的・継続的な指導が必要である。

4. 日常の未然防止

いじめ問題の未然防止及びいじめ問題の解決のためには、人権尊重の教育の充実を図るとともに、いじめをなくす実践力を培う

①人権が尊重された学校

いじめを未然に防止するためには、子どもたち自身がお互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団となることである。そのためには、日々の学校の教育活動全体において子どもの人権が尊重され、それぞれの子どもの自己実現につながる取組となるよう努める。

②人権教育の充実

友だちの願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす実践力を培う必要がある。

③人権課題に応じた理解教育の充実

障害者理解教育など人権課題に対応した教材による学習や体験活動を行う場合、学習者自らの生活との関わりや、身近な仲間との繋がりや人権課題を意識しながら実践することが大切である。

④いじめ未然防止の観点を盛り込んだ人権教育

いじめは子どもの学習や成長に大きな影響を与える。いじめによって生じる人間関係のもつれから、学校での居場所を失い不登校状況に追い込まれることがある。したがって、学校における人権尊重の教育、他者を理解する教育等の実施にあたっては、いじめを未然に防止する観点を柱の一つに位置づけ、信頼ある人間関係の構築が図られるよう取り組む。

⑤具体的事象の教訓化

すべての学校にいじめ事象は存在するという認識のもと、具体的事例からいじめられた子どもの被害状況の把握とケア、また、いじめた子どもへの指導の在り方等、その解決に向けた方針について協議するとともに、教訓化した事項を教材の中に活かして日常の教育活動に活用することが必要である。

⑥互いに支え合う集団づくり

いじめの問題が、当事者間だけではなく、クラスや学校全体の課題であるとの認識を育むように努めること。また、信頼と協調に基づく人間関係の形成が集団の構成員一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努めること。同時に、それを実現していくために人間関係づくりの教材プログラム等を活用した実践力の向上が必要である。

5. 連携及び環境の醸成

家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む

①子どもの居場所づくり

子どもたちは社会の在り方や社会状況の変化の影響等を集約的に受けやすく、家庭や地域

での居場所がない子どもが増えている。一人ひとりの課題に応じたきめ細かい対応により自尊感情を高める取組が大切である。

②教育相談体制の確立

定期的に教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、児童が相談しやすい体制を整備する。

③児童や保護者に十分理解された教育相談

学級での指導や学級通信等で教育相談の意義や方法等についての理解を図るとともに、様々な相談の場や機会があることを児童や保護者へ伝える。

④学校での出来事を積極的に伝える

学校と家庭・地域社会が一体となって、子どもの健やかな成長を育むため、学校の取組や児童の様子を積極的に発信することが重要である。

⑤保護者の思いに誠実に応える

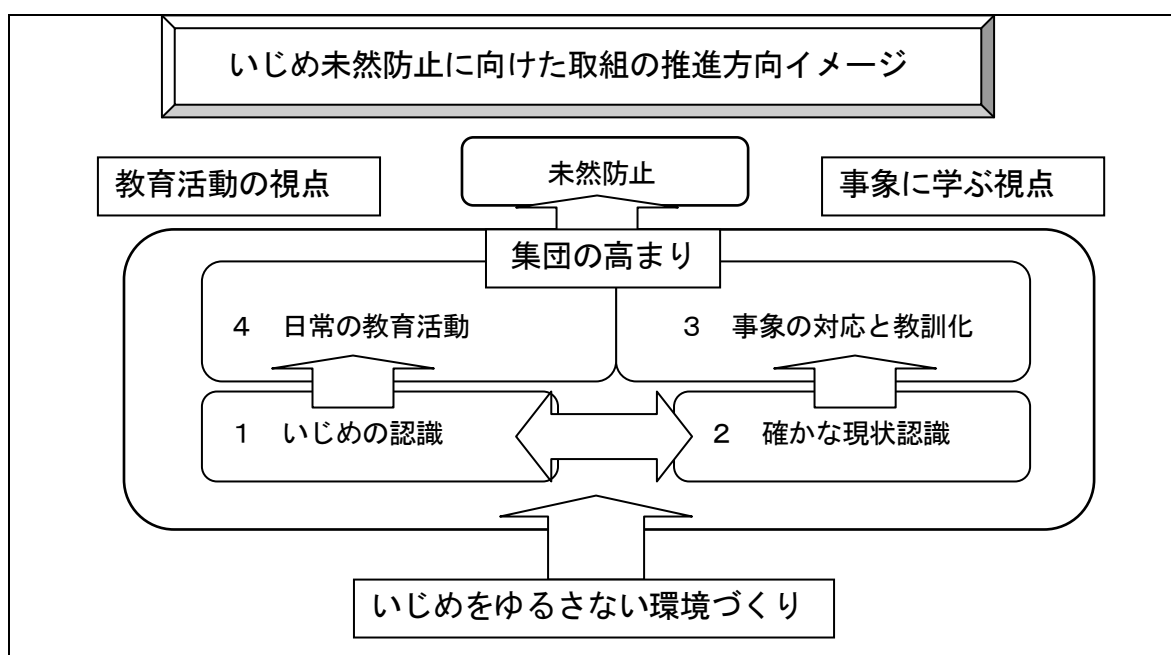
学校として、保護者が学校に対する様々な意見や願いを持っているということをどれだけ感じ取れるかが大切であり、面談後、保護者が「相談してよかった」と感じるような誠実な対応を積み重ねていくことによって大きな信頼関係ができあがっていく。

⑥校外生活についての情報収集

いじめを予防するためには、地域の特色を生かしながら、計画的に地域にある組織や団体との協力関係を築き上げていくことが大切である。そのためには、子どもたちの校外生活についての情報交換を行ったり、地域における子どもたちの活動の場を把握し、学校と地域が協力して子どもたちの人間関係づくりに努める必要がある。

⑦学校教育活動への地域人材の活用

地域社会との連携充実のためには、日頃の学校の教育活動への理解を得ることが大切である。そのためには、地域の人材をゲストティーチャーとして学校に迎える等、教育活動への参画を通じて、学校との協力関係や子どもたちとの親密な関係を強めて、地域へ広げていくことが有効である。



Ⅱ. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

1. 基本施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の最重点目標の一つに「安全・安心の学校」を掲げ、弱いものいじめや悪意のある言動をしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 児童(生徒)の豊かな情操と道徳心を培い、「心と心をつなぐ」対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童(生徒)が自主的に行う児童(生徒)会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文の取組・仲間づくり集会等を実施する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、チェックリストを活用するとともに、在籍する児童(生徒)に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- 児童対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)
- 保護者対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)
- 教育相談(学級担任による児童(生徒)からの聞き取り調査) 年2回(7月、12月)

② いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用(中学校区)
- いじめ相談窓口の設置

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上の掲示板・ブログ・SNS・動画共有サイト等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷により屈辱感、恐怖感、無力感等、精神的に苦痛を与える「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に決して許されるものではない。教職員・児童及び保護者は、発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特殊性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止しなければならない。

①未然防止

まずは、インターネット等へのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識を持つ。また、スマートフォン等に特有のトラブル(意図せぬ個人情報の流出)が多発する現状認識を強く持つ。家庭においてはパソコン・携帯電話を第一義的に管理し、フィルタリング、家庭内のルールづくりを行うと共に、機器を持たせる必要性の是非についても検討する。また、メー

ル閲覧時の表情変化等、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化も見逃さず、躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談する。

学校においては、総合的な学習の時間等も活用して、インターネット等の特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

＜総合的な学級の時間…児童の実態・学年に応じた活動 年間10時間＞

	3年	4年	5年	6年
テーマ	情報	情報	情報	情報
内 容	パソコンを使って	パソコンを使って表現する	インターネットのルール・モラル1	インターネットのルール・モラル2

②早期発見・対応

効果的に対処できるよう、「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」に基づき、ネットパトロールを定期的を実施する。ネットトラブルに関する情報を収集し、児童及び保護者への周知を図る。併せて、必要な啓発活動として、情報モラル指導、情報モラル教室や研修会等の実施・参加を進める。学校・保護者だけでは解決が困難な場合は警察等の専門機関と連携して対処にあたる。

○計画ネットパトロール…実態に応じて定期的を実施

○特定ネットパトロール…道教委のネットパトロールの結果等情報提供に基づく実施

特殊性による危険

＜メール・ブログ・非公式サイト(裏サイト)＞

・「自分だと分からなければ何を書いてもかまわない」と安易に誹謗中傷が書き込まれる。
周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど精神的ダメージが大きい。

＜SNS＞

・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

・スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加されたGPS情報から自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

＜動画共有サイト＞

・流出した個人情報は回収することが困難で、不特定多数の者に流れる危険性がある。

2. いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置＜別表＞

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、指導係、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて当該担任も協議に参加する。

② 活動

○いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)

○いじめ防止に関すること。

○いじめ事案に対する対応に関すること。

○いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

③ 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを

受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるとき

は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3. 重大事案への対処

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、美唄市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 美唄市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4. 学校評価における取り組みの評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価・学校関係者評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

(1) いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること。

(2) いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること。

(3) いじめの再発防止にかかわる取り組みに関すること。

＜別表＞いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ対策委員会 ○児童についての情報交換【職員会議】 ○特定ネットパトロール【教頭】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○1年生を迎える会【児童会活動】	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級懇談】
5月	○計画ネットパトロール【低学年担任・指導係】	○行事を通じた人間関係づくり【遠足】	○保護者との情報交換【全体懇談・学級懇談】
6月		○児童対象いじめアンケート調査 ○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行】	○保護者対象いじめアンケート調査
7月	○教育相談 ○計画ネットパトロール【全担任・指導係】	○行事を通じた人間関係づくり【宿泊学習、前期児童集会】	○保護者との情報交換【全体懇談・学級懇談】
8月			
9月	○計画ネットパトロール【中学年担任・指導係】		
10月		○行事を通じた人間関係づくり【学芸会】	
11月	○計画ネットパトロール【全担任・指導係】	○児童対象いじめアンケート調査 ○行事を通じた人間関係づくり【後期児童集会】	○保護者対象いじめアンケート調査
12月	○教育相談	○美唄市仲間づくり子ども会議【児童会活動】 ○学校評価（児童アンケート）	○保護者との情報交換【全体懇談・学級懇談】 ○学校評価（保護者アンケート）
1月	○計画ネットパトロール【高学年担任・指導係】		
2月		○6年生を送る会【児童会活動】 ○学校関係者評価による検証	
3月	○計画ネットパトロール【全担任・指導係】		○保護者との情報交換【全体懇談・学級懇談】